

青少年健全育成のあり方に関する報告書

～さらなる一步を踏み出すために～



平成25年7月

青少年問題協議会

(青少年健全育成のあり方検討部会)

目次

■ はじめに	1
I 青少年健全育成活動の現状と成果	2
1 「はじめの一步！」の成果	2
2 子どもたちと関わる大人たちの現状	3
3 主な青少年関係団体の活動内容	5
4 青少年健全育成活動のイメージ	6
II 今後の重点項目	7
1 親としての総合力の向上（家庭教育の振興）	7
2 学校教育のサポート（学校支援活動の充実）	7
3 子どもたちの「生きる力」の育成（地域での社会参画の機会の拡大）	8
4 重点項目に対する青少年関係団体の役割	8
III 青少年健全育成活動のさらなる拡充を目指して	10
1 団体同士の相互理解と協力関係の確立	10
2 地域活動に対する意欲の掘り起こし・活用（地域人材の確保）	11
3 行政に求められる総合的なかじ取り	11
■ 資料	
○ 「青少年健全育成のあり方検討部会」部会員名簿	13
○ 「青少年健全育成のあり方検討部会」検討過程	14

はじめに



- 文京区の10年後のあるべき姿を掲げ、平成22年6月に策定された文京区基本構想では、青少年健全育成分野において、「地域で人との関わりを学びながら、光る笑顔の青少年が育つまち」というスローガンを掲げており、その実現に向け「地域との交流」「社会体験・異年齢交流」「地域ぐるみの支援」「家族のふれあい」「青少年の健全育成活動」を基本的取組としている。
- 一方、文京区青少年問題協議会（※1）では、平成16年3月に、計画期間を10年とする「はじめの一步！（文京区青少年育成プラン）」（※2）（以下、「はじめの一步！」という。）を策定し、これに基づき、様々な青少年関係団体が、区と連携して青少年健全育成活動に取り組んできたところである。
- 今回、「はじめの一步！」が策定から10年を迎えるとともに、青少年健全育成活動の中心的な役割を果たしている文京区青少年対策地区委員会（以下、「地区対」という。）が平成24年度に設立50年を迎え、文京区保護司会と文京区青少年委員が本年度に設立・発足60年という節目を迎えようとしている。
- 青少年健全育成活動をさらに発展させていくためには、この間の子どもたちを取り巻く急激な社会環境の変化を見据え、改めて青少年関係団体の役割を振り返りながら、時代に即した活動のあり方を整理することが強く求められている。
- こうしたことから、今の時代の青少年健全育成を取り巻く現状と課題を整理し、青少年関係団体の特性を活かしつつ、お互いの活動が「1+1=3」になるような事業展開を行うための連携のあり方等を改めて検討することを目的として、青少年問題協議会に「青少年健全育成のあり方検討部会」（以下、「部会」という。）を設置した。
- この報告は、8回にわたった部会での議論をまとめたもので、青少年健全育成活動の今後の方向性を示している。青少年関係団体及び区において、時代に即した青少年健全育成活動を展開するための一助となれば幸いである。

※1 文京区青少年問題協議会：「文京区青少年問題協議会条例」により設けられた区長の附属機関で、青少年健全育成の推進を目的とし、関係行政機関と地域活動団体、さらに団体相互の連絡調整を行うことを所掌事務としている。

※2 「はじめの一步！（文京区青少年育成プラン）」：平成16年3月に青少年問題協議会で策定した区内青少年健全育成施策の充実を図るための行動指針。行政のみならず、区内の青少年関係団体がその責任において実施する事業（取り組み）や青少年を取り巻く大人一人ひとりの行動にまで言及している。

I 青少年健全育成活動の現状と成果



1 「はじめの一步！」の成果

「はじめの一步！」は、平成16年3月に策定されており、計画期間が10年であることから、その検証を行い、その成果として、主に以下の3つが挙げられた。

(1) 「あいさつ・声がけ」運動を通じたコミュニケーションの機会の増加

「学校内だけではなく、地域の行事等でもあいさつをする子どもが多く見受けられるようになった」「子どもと大人の距離感が以前より縮まった」という声が地域の方々から多数寄せられている。

また、平成24年度に文京区で実施した世論調査では、「青少年健全育成に関して、地域の大人たちができること、またはやるべきこと」として「子どもたちに進んで“おはよう”“こんにちは”等あいさつをすること」の回答を選んだ割合が、前回（平成21年度実施）と比較して約7%高くなっており、あいさつの重要性に対する意識が高まっている。

(2) 親世代の地域活動に対する意識の変化

前述のとおり、「あいさつ・声がけ」の重要性の意識の高まりとともに、PTAをはじめとする親世代が地域活動へ積極的な参加をみせており、その活動の意義を知った人が、その後も積極的に地域活動に参加する傾向にある。また、PTA活動から派生して父親の会が発足されるなど、新たな層の地域活動の参加も見受けられる。

(3) 子どもたちが地域活動に参加できる機会の増加

現在、青少年関係団体における青少年健全育成のための活動は多岐にわたっており、地区対主催の事業において、子どもたちが参加できる事業が平成14年度と比較して約10%高くなるなど、子どもたちの地域活動への参加の機会は増加している。

「はじめの一步！」に掲げた行動指針は10年経った今でも色あせてはおらず、「あいさつ・声がけ」運動などの取り組みについては今後も地道に展開していく必要がある。

2 子どもたちと関わる大人たちの現状

一方、この10年間で、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化している。子どもたちと関わる大人たち（家庭、学校、地域）の現状は以下のとおりである。

(1) 子育てに対する親の姿と新たな課題～家庭の場で～

核家族化や地域コミュニティの希薄化により、子育てにおける悩みを自身の親など“身近な先輩”に相談できない家庭が増えたことで、子育てに自信がない親や、子どもを自分の言葉や判断で叱れない親が散見されたり、インターネットや雑誌の情報に頼り、情報どおりにいかないとパニックになってしまうといった現状がある。

また、あいさつをしない親も多く見受けられ、そのような親に対しては、「アドバイスしたいが関わってほしくないのでは…」と遠慮してしまい、地域からの声かけがしづらいという状況にある。

さらに、「非行」の問題や、「児童虐待」「ひきこもり」などの新たな社会問題については、家庭の中に隠れて深刻化してしまうケースが見受けられる。

(2) 先生と子どもたちとの関わり方～学校の場で～

子どもたちを取り巻く環境の変化や、保護者からのニーズへの対応によって学習指導以外のことに時間が割かれ、先生と子どもたちの触れ合える時間が十分に確保できない状況にある。

現在、区立小・中学校では、学校運営連絡協議会（※1）、学校支援地域本部（※2）、学校運営協議会（※3）、など学校と地域が一体となって学校教育を支援する仕組みが導入されている。教員や地域の大人が子どもと向き合う時間をさらに増加させ、住民等の学習成果の活用機会の拡充及び地域の教育力の活性化を図るため、地域全体で学校教育を支援する体制を一層推進していかなければならない。

※1 学校運営連絡協議会：開かれた学校づくりの推進のため、保護者や地域住民等の意向を反映し、その協力を得るとともに、学校としての説明責任を果たすための機関をいう。

※2 学校支援地域本部：学校からの依頼により、教員の勤務負担の軽減を図り、児童・生徒一人ひとりに対する、よりきめ細やかな対応が行えるよう、保護者を含む様々な地域の方が多岐にわたり学校を支援する体制をいう。

※3 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）：地域の方や保護者等が一定の権限と責任を持って学校運営への参画を進めることにより、保護者や地域の声を学校運営に生かすための合議制の機関をいう。

(3) 地域の大人に求められる新たな役割～地域の場で～

子どもが自ら考え、学び、問題を解決する資質や能力を養うためには、家庭や学校以外の地域社会での経験を積んでいくことが重要である。青少年関係団体の活動によって、様々な家庭環境や経済状況下にある子どもたちに、自主性や社会性を身につけられる社会参加の機会は増加している。ただし現状では、青少年関係団体が実施する事業のうち、1年に一度実施するものが多数を占めており、より効果的に子どもたちの自主性や社会性を育むためには、継続性のある取り組みの導入も必要である。



3 主な青少年関係団体の活動内容

青少年健全育成における地域活動には、地区対をはじめ、様々な団体が関わっている。主な青少年関係団体の活動内容等を整理すると、以下のとおりである。

(1) 地区対（9地区）

- 委 嘱 等：地域団体等からの推薦に基づく青少年問題協議会会長の委嘱
青少年問題協議会の下部組織として設立
- 活動内容：地域における青少年健全育成活動、青少年をめぐる社会環境の浄化、家庭教育の振興などを目的とし、地域における青少年健全育成活動の中心的役割を担っている。

(2) 保護司

- 委 嘱 等：保護司法に基づく法務大臣の委嘱（非常勤の一般職の国家公務員）
- 活動内容：保護司法・更生保護法に基づき、犯罪や非行に陥った人の更生及び地域における犯罪の予防活動を担っている。

(3) 民生委員・児童委員

- 委 嘱 等：民生委員法に基づく厚生労働大臣の委嘱（非常勤の特別職の地方公務員）
- 活動内容：地域の中で、生活上の様々な課題を抱えている人の調査、相談及び援助活動を行う。福祉関係の行政機関と協働し、地域で問題が起こった時に連絡を取り合う等のパイプ役としても活動している。

(4) 区立小・中学校PTA

- 委 嘱 等：なし
- 活動内容：児童・生徒の健全な成長を図ることを目的とし、保護者と教職員が協力して、学校教育・家庭教育の充実、教育環境の整備、関係諸団体との連携、会員相互の親睦や研修などを行っている。

(5) 青少年委員

- 委 嘱 等：文京区長からの委嘱（非常勤の特別職の地方公務員）
地区対会長・中学校長及び中学校PTA会長から推薦された中学校担当と、小学校長及び小学校PTA会長から推薦された小学校担当により構成
- 活動内容：学校と地域をつなげる役割を担い、青少年の健全育成を目的とした青少年育成事業を行っている。

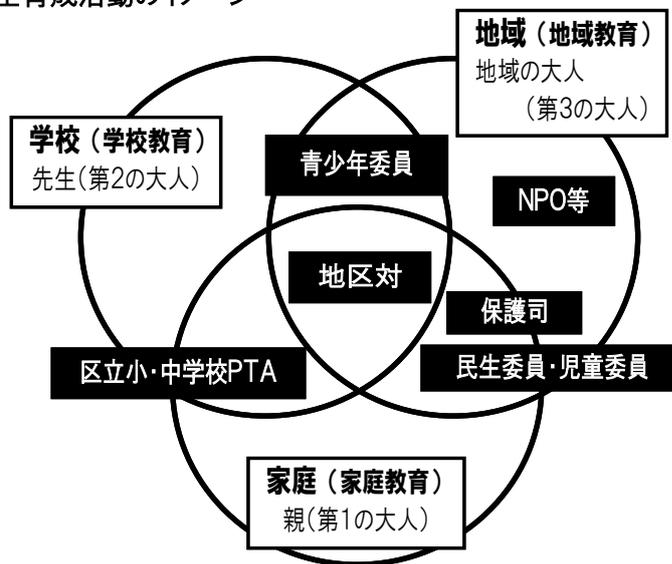
4 青少年健全育成活動のイメージ

子どもたちを取り巻く環境は、「家庭：第1の大人＝家庭教育を担う大人（親など）」と「学校：第2の大人＝学校教育を担う大人（先生）」「地域：第3の大人＝地域教育を担う大人（地域の大人）」の3つのカテゴリーに分類される。

この3つのカテゴリーにおいて、青少年関係団体がどの領域で活動しているのかを示した図が、以下の「青少年健全育成活動のイメージ」である。

この3つのカテゴリーは、青少年関係団体の活動を通じてつながっており、団体同士の連携を強化させることで、青少年の健全育成活動は、より効果的に機能していくことになる。

青少年健全育成活動のイメージ



第1の大人：家庭教育を担う大人（親など）

第2の大人：学校教育を担う大人（先生）

第3の大人：地域教育を担う大人（地域の大人）



Ⅱ 今後の重点項目



子どもたちのよりよい未来に向けて、時代に即した青少年健全育成活動を行うために、「はじめの一步！」の成果や、子どもたちを取り巻く大人の現状及び青少年関係団体の活動内容を踏まえ、青少年健全育成活動のさらなる一步を目指して、以下の内容を今後の重点項目とする。

1 親としての総合力の向上（家庭教育の振興）

(1) 青少年健全育成の様々な分野に関する正しい知識の習得

親が子育てに自信をつけ、自分の言葉で褒めること・叱ることができ、子どもの行動に責任をとることができるようになるためには、青少年健全育成の様々な分野に関する正しい知識の習得が必要不可欠である。青少年関係団体の活動に対する理解の促進を図り、子育ての迷いに対するアドバイスや、「あいさつ・声がけ」運動、地域での家庭教育の振興などを行うことで、親の不安解消や規範意識の向上を目指す。

(2) 青少年健全育成に関する総合的な意識啓発

「子育て支援」や「家族のふれあいの促進」などの青少年健全育成に対する意識啓発のほか、家庭の中に隠れてしまいがちな「非行」や「児童虐待」「ひきこもり」などの社会問題への対応が求められている。これらの問題に対する正しい知識及び当事者へのアプローチ方法等を習得する事業を展開し、親としての総合力の向上を図る。

2 学校教育のサポート（学校支援活動の充実）

(1) 学校現場に対するサポート体制の構築

前述のとおり、先生と子どもたちが関わる時間を十分に確保するためには、学校教育を支援する体制をより強固にしていく必要がある。また、先生と子どもたちの関係性だけではなく、学校教育に「地域の視点」を入れるという観点からも、その役割は大きい。

一方で、部会では「学校側からは“地域にどこまでお願いしていいのかわからない”という声がある」との意見や、「意見を言い過ぎて、学校側からおせっかいと思われぬ不安」との意見も出されているため、両者の意思疎通と、青少年関係団体の専門性を活かした学校教育に対する支援活動のさらなる充実を図る。

(2) コーディネート力のある人材の確保

学校運営連絡協議会や学校支援地域本部等は、地域全体で学校教育を支援する仕組みである。特に学校支援地域本部において、中心的な役割を担っている地域コーディネーターは、地域に精通する人材としてその制度を支えており、その活動は書類作成、ボランティアの発掘・面接、会議の開催、学校との橋渡しなど多岐に渡るため、

コーディネーターを担える人材の確保が課題の一つとなっている。青少年関係団体の活動などを通して、地域や学校との顔つなぎができる人材の育成を行い、人材確保を目指す。

3 子どもたちの「生きる力」の育成（地域での社会参画の機会の拡大）

(1) 子どもの頃から地域活動に参画できる機会の拡大

子どもたちの「生きる力」を育み、かつ地域での教育力を一層高めるためには、「遊び場の提供」だけではない「主体性の尊重の場」「人育ての場」としての役割を果たさなければならない。そこで、子どもたちの社会性と自主性の育成に主眼を置き、子どもの頃から継続して地域活動に参画できる機会を拡大する。

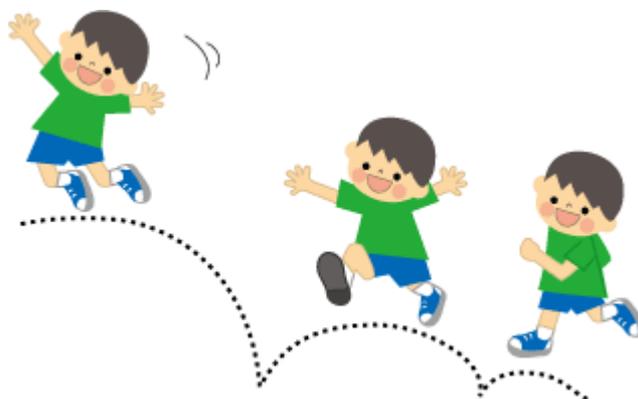
(2) 子どもたちの社会性や自主性を育む観点に立った継続的な取り組み

前述のとおり、青少年関係団体の活動を通し、子どもたちが地域活動に参加する機会は数多く用意されている。しかし、青少年関係団体においては、1年に一度実施する事業が多数を占めており、子どもに芽生えたやる気を少しずつ伸ばしていくためには、年間を通じた、または年度をまたがる継続的な取り組みが必要である。

そのためには、青少年関係団体の活動内容等を各団体が共有しながら、「子どもたちの社会性や自主性を地域全体で育む」という目的のもと、それぞれの活動がつながりあうような事業を展開する。

4 重点項目に対する青少年関係団体の役割

これらの「今後の重点項目」に対して、青少年関係団体が取り組むべきことを検討し、次のようにまとめた。



■ 重点項目に対する青少年関係団体の役割

重点項目 団体	家庭 / 親としての総合力の向上 (家庭教育の振興)		学校 / 学校教育のサポート (学校支援活動の充実)		地域 / 子どもたちの「生きる力」の育成 (地域での社会参画の拡大)	
	P.7 II 1(1) 青少年健全育成の様々な分野に関する正しい知識の習得	P.7 II 1(2) 青少年健全育成に関する総合的な意識啓発	P.7 II 2(1) 学校現場に対するサポート体制の構築	P.7 II 2(2) コーディネーター力のある人材の確保	P.8 II 3(1) 子どもの頃から地域活動に参加できる機会の拡大	P.8 II 3(2) 子どもたちの社会性や自主性を育む観点に立った継続的な取り組み
地区対 地域における青少年健全育成活動の中心的役割	家庭教育に対するフォロー [地域での見守り、家族のふれあいの促進など]	啓発活動に対するサポート [地域全体への周知など]	地域の総合力を活かした学校支援活動のサポート [地域全体への周知など]	コーディネーター力のある人材の掘り起こし [地域での事業に携わる人が当事者としての意識を持つ仕組みづくりなど]	子どもが地域活動に参加できる事業や子どもがボランティアとして運営に携われる事業などの実施	
保護司 地域の青少年の更生保護と犯罪予防	更生保護(立ち直り)のための家族へのサポート	「非行防止」に関する意識啓発	専門性を活かした学校支援活動のサポート [犯罪予防活動の実施など] 更生保護(立ち直り)のための学校との情報共有		子どもが地域活動に参加できる事業に対するサポート	子どもに社会性を身につけさせる地域環境づくりのための意識啓発
民生・児童委員 地域の相談相手 区民と行政のパイプ	民生・児童委員活動の周知 子育てに関する相談相手	「虐待防止」に関する意識啓発 子育てに関する相談相手	専門性を活かした学校支援活動のサポート		子どもが地域活動に参加できる事業に対するサポート	
PTA 学校教育・家庭教育の充実 教育環境の整備 保護者と教員の親睦	家庭教育向上に関する機会(家庭教育に関する講座等)への参加	啓発活動に対するサポート [親への周知など]	各々での機動力を活かした学校支援活動のサポート	コーディネーター力の向上 関係団体との連携強化	子どもが地域活動に参加できる事業に対するサポート 子どもの地域参画に対するきつかけづくり	
青少年委員 学校と地域のパイプ			学校と地域のパイプ役として学校支援活動をサポート	地域コーディネーターとしての地域活動の担い手	子どもが地域活動に参加できる事業の実施 学校(児童・生徒)と地域活動のコーディネーター	

Ⅲ 青少年健全育成活動のさらなる拡充を目指して



今後、青少年健全育成活動のさらなる拡充を目指すためには、青少年関係団体が「重点項目に対する青少年関係団体の役割」(P.9)をもとに、具体的な活動を検討していくとともに、家庭、学校、地域、行政が手を携えて、お互いの活動が「1 + 1 = 3」になるような事業展開をしていかなければならない。そのために青少年関係団体や行政に求められる取り組みは、以下のとおりである。

1 団体同士の相互理解と協力関係の確立

- 団体同士の相互理解と、効果的な協力関係
- 団体や立場を超えた議論の場の必要性

団体同士の連携体制を構築し、多面的な事業展開を図るために優先的に取り組むことは、「お互いの団体をよく知る」ことである。表面的な活動は理解していても、他の団体の活動の目的などはわからない場合が多い。

お互いの活動を理解した上で、それぞれの団体の青少年健全育成活動に反映させるためには、「子どもたちのために」という共通の目的のもと、団体に課せられた守秘義務を踏まえた上で、課題の解決や事業の実現に向けて団体や立場を超えた議論ができる場を創出する必要がある。

青少年問題協議会や地区対は、地域で活動している団体を内包しているため、その中で実施される会議等で、学校等行政機関を含む団体同士の相互理解や協力関係を確立していくことが肝要である。

【具体的な取り組み例】

- ① 青少年問題協議会における青少年関係団体（地区対、青少年委員会、PTA等）の必要に応じた活動報告や、青少年健全育成をテーマにした分科会を開催する。
- ② 地区対での各種会議（総会や定例会、委員研修会、地域懇談会等）における青少年関係団体（青少年委員会、PTA等）の活動報告を実施する。
- ③ 平成27年4月に開館予定である中高生の利用に特化した施設「（仮称）青少年プラザ」で実施する事業の企画・運営を、青少年関係団体（地区対、青少年委員会、PTA等）の協力により展開する。

2 地域活動に対する意欲の掘り起こし・活用（地域人材の確保）

- 子育てへの関心や地域活動への意欲を活用する仕組みづくり
- NPO等、地域活動に意欲のある「新たな人材」への支援体制

今後さらに地域活動に対する役割や期待が高まっていく中で直面するのが、「地域人材の確保」という課題である。その解決のためには、地域活動への意欲を醸成させる仕組みづくりが必要である。

また、青少年関係団体や共通の地域課題（青少年の健全育成等）を持つ区民、NPO等が「新たな公共プロジェクト」に参加したり、行政がNPOなどの情報を集約して区民に提供したりすることで、情報交換やノウハウの提供、人材の相互交流の促進を図っていくことが重要である。

【具体的な取り組み例】

- ① 新たに地域活動へ参加した人に対して、活動の意義や年間の活動スケジュールについて理解してもらうための説明会を実施するなど、機会を捉えて説明を行う。
- ② 意欲のある人材に対しては、活動歴の長さ等にこだわらず、様々な役割を任せる仕組みづくりを構築する。
- ③ 「新たな公共プロジェクト」へ積極的に参加する。 ⇒ 別紙（P.12）のとおり

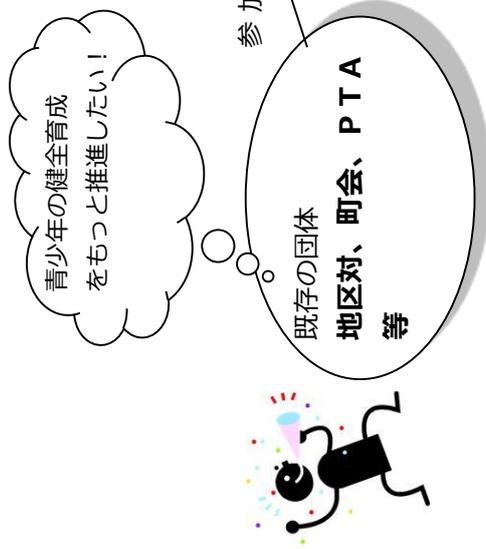
3 行政に求められる総合的なかじ取り

- 必要な事業を展開するための提案や団体の活動支援
- 「団体+団体」「活動+活動」のサポート役としての大きな役割

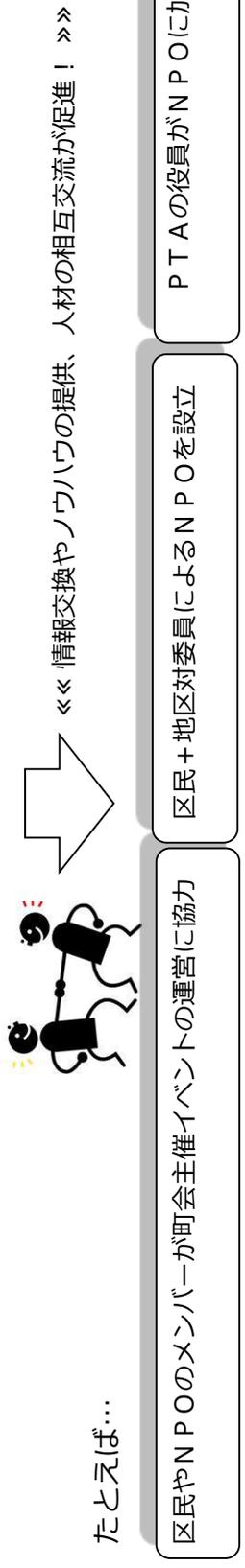
青少年関係団体の事務局として、団体主催事業のサポートや青少年健全育成に関する情報の収集・提供、委員研修会の企画、保険加入等の事務などを行い、青少年関係団体の活動を側面から支援している。また、学校施設をはじめとした区有施設の積極的な開放や、児童館などの活用によって活動をサポートする役割を担う。今後も、子どもたちを取り巻く現状と課題、青少年関係団体の活動内容や「重点項目に対する青少年関係団体の役割」（P.9）を十分理解した上で、青少年関係団体の活動支援を一層推進していく。

【具体的な取り組み例】

- ① 各団体の事務局である所管課同士の連携をさらに強化することを目的に、年度当初に情報交換会を実施し、団体同士の交流の促進や、団体間の関連活動の発展を図る。
- ② 子ども・子育て施策を教育委員会で一元的に実施することを視野に入れた、子ども部門の組織の再編を検討し、各団体の活動がより一層充実できる体制を構築する。



共通の課題を持つメンバーが『新たな公共プロジェクト』に参加することで…



《《 青少年健全育成事業がさらに盛んに！ 》》



■ 資料

○ 「青少年健全育成のあり方検討部会」部会員名簿

団体名	氏名
文京区青少年対策地区委員会連絡会	蜂須賀 美保子
	田上 侑司
文京区保護司会	藤木 英俊
	深野 幸江
文京区民生委員・児童委員協議会	村田 重子
	浅川 昇
文京区立小学校PTA連合会	伊東 佳代子
	林 幹雄
文京区立中学校PTA連合会	武井 知子
	照井 健治
文京区青少年委員会	石田 幸雄
	橋本 満
アカデミー推進部アカデミー推進課長	柳下 幸一（～平成25年3月） 山崎 克己（平成25年4月～）
男女協働子育て支援部児童青少年課長	木幡 光伸
地区児童館長	鶴澤 一充
教育推進部庶務課長	椎名 裕治

○ 「青少年健全育成のあり方検討部会」検討過程

回	実施日	内容
—	平成24年 6月28日	《平成24年度第1回青少年問題協議会幹事会》
—	7月9日	《平成24年度第1回青少年問題協議会》
1	7月31日	<ul style="list-style-type: none"> 部会での検討内容について 検討スケジュールについて 今の時代の「青少年健全育成」とは
2	8月29日	<ul style="list-style-type: none"> 地域団体の活動概要 見直し・すみ分けが必要な事業
3	9月28日	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動の現状と課題 団体の特性を活かした事業のあり方について
4	11月21日	<ul style="list-style-type: none"> 部会での検討内容について（論点・議論の範囲） 中間報告のイメージ（重点項目など）
5	12月20日	<ul style="list-style-type: none"> 部会の中間まとめ（案）
—	平成25年 1月28日	《平成24年度第2回青少年問題協議会幹事会》
—	2月4日	《平成24年度第2回青少年問題協議会》
6	3月21日	<ul style="list-style-type: none"> 最終報告に向けた検討内容 今後の重点項目などに関する新たな取り組みや仕組みづくり
7	4月24日	<ul style="list-style-type: none"> 最終報告に向けた検討内容 今後の重点項目などに関する新たな取り組みや仕組みづくり
8	5月29日	<ul style="list-style-type: none"> 最終報告(案)まとめ